

「富富富」デザイン等使用管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県に商標権及び著作権が帰属する「富富富」のロゴデザイン及びキャッチコピー等（以下「デザイン等」という。）の適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可及び管理を行う機関)

第2条 デザイン等の使用許可及び管理は、富山県が行う。

(使用権限)

第3条 デザイン等は、次の場合に使用できるものとする。

(1) 米穀販売業者及び生産者等が、以下の基準を満たす「富富富」の販売のため米袋等に使用するとき。

ア 農産物検査法（昭和26年法律第144号）に基づく品位等検査により、農産物検査規格の1等に適合する。

イ 化学合成農薬の成分使用回数を12以内とする。

(2) 「富富富」の認知度向上等のため米袋等以外に使用するとき。

(表示)

第4条 前条の規定により使用することができるデザイン等の表示は、別記「富富富デザインマニュアル」（以下「マニュアル」という。）のとおりとする。

(使用の申請)

第5条 第3条の規定によりデザイン等を使用しようとする者は、あらかじめ富山県農林水産部長（以下「農林水産部長」という。）に「富富富」デザイン等使用申請書（別記様式1）を提出し、許可を受けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の手続を省略することができる。

(1) 報道機関がデザイン等を報道の目的で使用するとき。

(2) その他農林水産部長が必要と認めたとき。

(使用の許可)

第6条 農林水産部長は、デザイン等使用申請書の提出があったときは、次に掲げる審査基準に基づきその内容を審査し、いずれにも該当しない場合は「富富富」デザイン等使用許可書（別記様式2）（以下「許可書」という。）により使用を許可する旨を、いずれかに該当する場合は「富富富」デザイン等の使用不許可通知書（別記様式3）により使用を許可しない旨を通知するものとする。

(1) 「富富富」のイメージを損なうおそれがあると認められるとき。

(2) デザイン等を次のいずれかの商品に使用する場合であって、当該商品の品質を誤認させるおそれがあると認められるとき。

ア 商品名が「富富富」であると誤認するおそれが認められるもの。ただし、「富富富」の炊飯米（調味していないものに限る。）及び包装米飯を除く。

イ 商品の主な原材料が、「富富富」以外である商品にあつては、主な原材料が「富富富」であると誤認させるおそれが認められるもの。

- (3) マニュアルに合致していないと認められるとき。
- (4) 宗教的行事、政治活動、暴力団活動等に使用するおそれがあると認められるとき。
- (5) デザイン等の使用によって他社の商品との混同、迷惑行為その他デザイン等の使用によって他社の商品との混同、迷惑行為その他社会的な問題が生ずるおそれがあるとき。
- (6) その他デザイン等の使用が適当でないとして認められるとき。

2 農林水産部長は、前項の許可にあつては、あらかじめ、有識者等によって構成する「富富富」デザイン等使用許可検討委員会（以下「委員会」という。）を開催し、委員会の意見を聴くものとする。ただし、次に掲げる申請に対する許可については、この限りでない。

(1) 前項の許可を受けたことのあるデザイン等を、当該許可と同一の用途に使用しようとする申請

(2) 前号に掲げるもののほか、前項各号のいずれにも該当しないことが客観的に明らかである申請

3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

4 農林水産部長は、第1項の規定によりデザイン等の使用の許可（以下「使用許可」という。）をするに当たり、必要と認める場合は条件を付することができる。

（有効期間）

第7条 使用許可の有効期間は、使用を許可した日から起算して3年以内とし、その後、当該使用許可の更新を希望する場合には、有効期間が満了する30日前までに、前条の規定に準じ、更新の許可を受けるものとする。

（使用上の遵守事項）

第8条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「デザイン等使用者」という。）は、デザイン等の使用に当たり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 使用許可を受けた目的以外に使用しないこと。
- (2) 関係法令を遵守すること。
- (3) デザイン等の使用に関する事故、苦情等については、誠意をもってその責任の下に必要な措置を講ずること。
- (4) 第三者が商標権を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、ただちに富山県に連絡すること。
- (5) デザイン等の使用に係る第三者との係争、審判、訴訟等について、富山県に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度富山県と協議して決定すること。
- (6) デザイン等を付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、富山県に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- (7) 富山県がデザイン等の使用に関し調査を行う場合は、報告を求められた内容を回答すること。また、富山県に提出を求められた商品及びその他資料を提出すること。
- (8) デザイン等の使用に当たり、故意又は過失により富山県に損害を与えた場合は、これによ

って生じた損害を富山県に賠償すること。

(使用許可の変更、追加及び更新)

第9条 デザイン等使用者は、使用許可を受けた事項に変更が生ずるときは、「富富富」デザイン等使用許可変更申請書(別記様式4)に許可書を添えて農林水産部長に提出し、改めて変更後の許可書の交付を受けるものとする。

2 デザイン等使用者が、使用許可を受けた使用目的とは別に、新たに商品等にデザイン等を使用しようとする場合は、第5条第1項に規定する「富富富」デザイン等使用申請書(別記様式1)を提出し、許可を受けるものとする。

3 デザイン等使用者は、第7条の規定による更新の許可を受けようとする場合は、「富富富」デザイン等使用許可更新申請書(別記様式5)に許可書を添えて、農林水産部長に提出し、更新の許可を受けるものとする。

4 第6条第1項の規定は、前2項の許可に準用する。

(使用の中止)

第10条 デザイン等使用者は、デザイン等を使用する必要がなくなったときは、「富富富」デザイン等使用中止届(別記様式6)に許可書を添えて農林水産部長に届け出るものとする。

(使用許可の取消し)

第11条 富山県は、デザイン等使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

(1) デザイン等使用者がこの要綱の規定に違反したとき。

(2) デザイン等使用者が第6条第1項各号に掲げる使用許可の審査基準のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) その他「富富富」のイメージに重大な支障を及ぼす行為があったとき。

2 農林水産部長は、前項の規定により使用許可を取り消そうとする場合は、あらかじめ、委員会の意見を聴くものとする。

3 第1項の規定により使用許可を取り消した場合において、デザイン等使用者に損害が生じても、富山県は損害賠償責任、損失補償責任その他の法律上の責任を一切負わない。

(使用料)

第12条 デザイン等の使用料は、無料とする。

(権利譲渡等の禁止)

第13条 デザイン等使用者は、使用許可の権利を第三者に譲渡し、又は再許諾することができない。

(適正使用の確保)

第14条 農林水産部長は、デザイン等の使用状況について、デザイン等使用者に対し、必要に応じて報告を求め、又は検査を行うことができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、デザイン等の使用に関し必要な事項は、富山県が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 2 月 15 日から施行する。